



長野県報

11月30日(月)
令和2年
(2020年)
第160号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 2

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事課) 2

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 3

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 3

肥料取締法施行細則等の一部を改正する規則(農業技術課) 3

長野県漁業調整規則(園芸畜産課) 4

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 8

告 示

肥料取締法施行細則第3条に基づく表示の一部改正(農業技術課) 9

保安林予定森林にする旨の通知(6件)(森林づくり推進課) 9

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 10

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 10

公 告

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) 11

建設業法に基づく処分(建設政策課) 11

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 11

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課) 11

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
また、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正し、特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
- 2 この条例は、令和2年12月1日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第6項及び第8項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（実施規定）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。
- 4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。
（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 5 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

- 6 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 7 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

- 8 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

人事課



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第56号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(33)のアを次のように改める。

ア 長野県漁業調整規則（令和2年長野県規則第60号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第3条第1項の規定による許可
- (4) 第4条第2項の規定による書類提出の請求
- (9) 第7条第1項及び第2項の規定による条件の付加
- (イ) 第8条第2項の規定による期間の設定
- (4) 第10条第1項の規定による許可の取消し
- (6) 第11条第1項の規定による許可の取消し
- (4) 第11条第2項の規定による許可の取消し等